

(仮称) 浜見平生涯学習施設の設置に関する条例(素案)の考え方について

文化生涯学習部文化生涯学習課

◇ 目 次 ◇

◇意見募集の実施	1
◇条例制定の背景・目的	1
◇（仮称）浜見平生涯学習施設の設置に関する条例（素案）の構成	
1 設置、名称及び位置について	2
2 生涯学習施設の概要について	2
3 休館日等について	4
4 生涯学習施設の利用の承認について	4
5 生涯学習施設の利用における使用料について	4
6 生涯学習施設の利用内容の変更について	5
7 生涯学習施設の利用の承認の取消し等について	5
8 生涯学習施設の利用目的以外の利用等の禁止について	5
9 その他管理に必要な事項について	5
◇（仮称）浜見平生涯学習施設の設置に関する条例制定等のスケジュール	7

◇意見募集の実施

茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市南西部複合施設のうち多目的スペース（（仮称）浜見平生涯学習施設）の設置に関する条例（素案）の制定を進めています。このたび、条例の骨子をまとめましたので、みなさまからのご意見を募集し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した条例の制定を進めます。

◇条例制定の背景・目的

茅ヶ崎市では、浜見平地区まちづくり整備実施計画に基づき、地域の生活拠点として、様々な世代の住民が集い、交流できる茅ヶ崎市南西部複合施設と公園の一部を平成27年4月にオープンします。この茅ヶ崎市南西部複合施設には、市役所出張所、保育園、地域育児センター、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、多目的スペースが入ります。

茅ヶ崎市南西部複合施設の中の多目的スペースには、市民の皆様の生涯学習の振興と地域コミュニティを育む施設となることを目的に、会議室、調理室、音楽スペース、個別スペース、図書室、小体育館を整備し、（仮称）浜見平生涯学習施設として運営します。

（仮称）浜見平生涯学習施設では、市内の多様な世代、多様なライフスタイルを支援し、市民間の交流を活性化させ、関係性が高い施設で構成される茅ヶ崎市南西部複合施設の特徴を活かし、子どもから高齢者まで世代間交流や活発な地域活動により育まれるコミュニティの形成を支援し、地域のにぎわい・活性化を促す事業を実施してまいります。

茅ヶ崎市南西部複合施設

本施設には、市役所出張所、保育園、地域育児センター、地域包括支援センター、地区ボランティアセンター、多目的スペースが入ります。



公園 面積：約1万4000㎡

公園には、シロヤマ、遊具、健康遊具、広場、せせらぎ等を整備する予定です。皆様の憩いの場となると共に、避難場所にもなります。平成27年度には敷地一部の約6000㎡を共用予定です。

◇（仮称）浜見平生涯学習施設の設置に関する条例（素案）の構成

現在、検討を進めている（仮称）浜見平生涯学習施設の設置に関する条例（素案）の考え方は次のとおりです。

1 設置、名称及び位置について

茅ヶ崎市南西部複合施設内に、生涯学習の振興を図ることを目的として生涯学習施設を設置します。（仮称）浜見平生涯学習施設の設置及び管理に関する事項を定めることを目的としています。

名称 「（仮称）浜見平生涯学習施設」

位置 「茅ヶ崎市浜見平489-1」



2 生涯学習施設の概要について

- ① 会議室（55.75㎡）・・・2階
- ② 調理室（79.64㎡）・・・2階
- ③ 音楽スペース（100.45㎡）・・・2階
- ④ 個別スペース（38.80㎡）・・・2階
- ⑤ 図書室（168.52㎡）・・・2階
- ⑥ 小体育館（524.61㎡）・・・3階 ※小体育館には、別に更衣室（28.25㎡）があります。

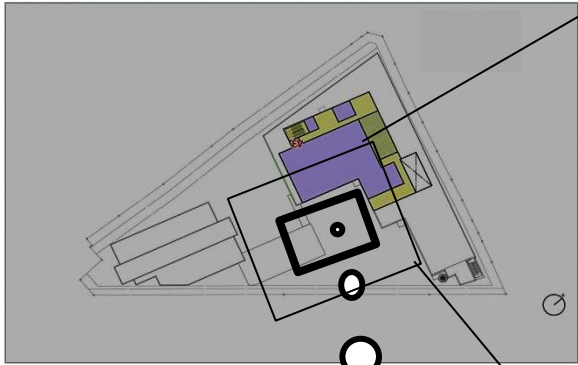
【解説】

施設では、さまざまなイベント等への参加やサークル活動、地域活動など自主活動を通じ生涯学習の振興を図ります。

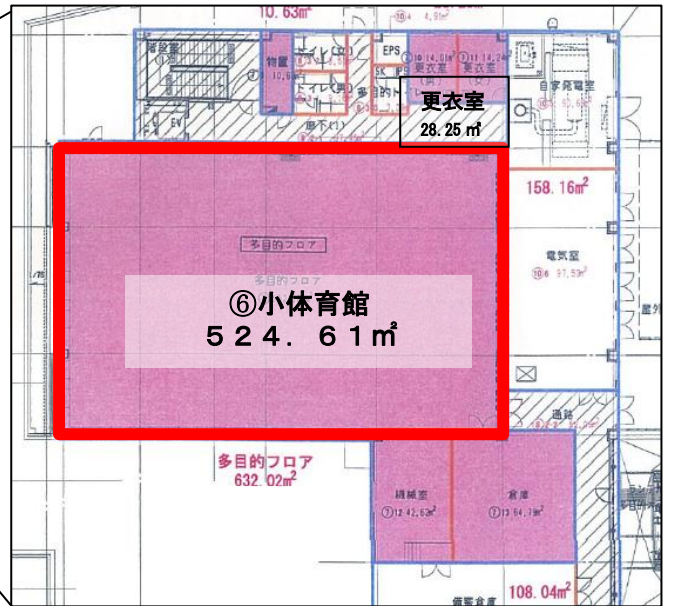
なお、③音楽スペースでは、防音スタジオ形式で楽器演奏ができます。⑥小体育館では、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球等が利用できます。（なお、一部利用できないスポーツがあります。）

※多目的スペース（仮称）浜見平生涯学習施設フロアレイアウト

■ 施設内容（3F）

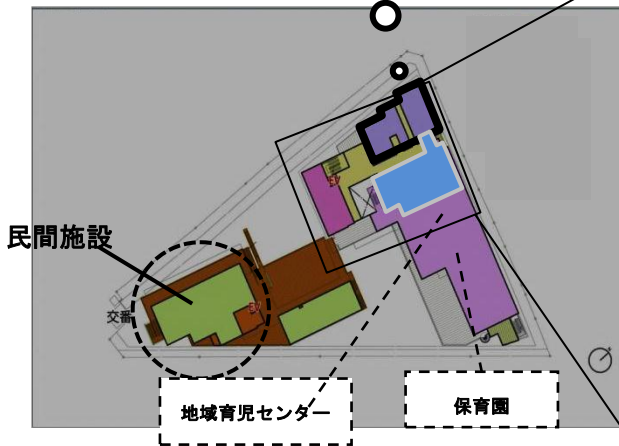


【拡大図】

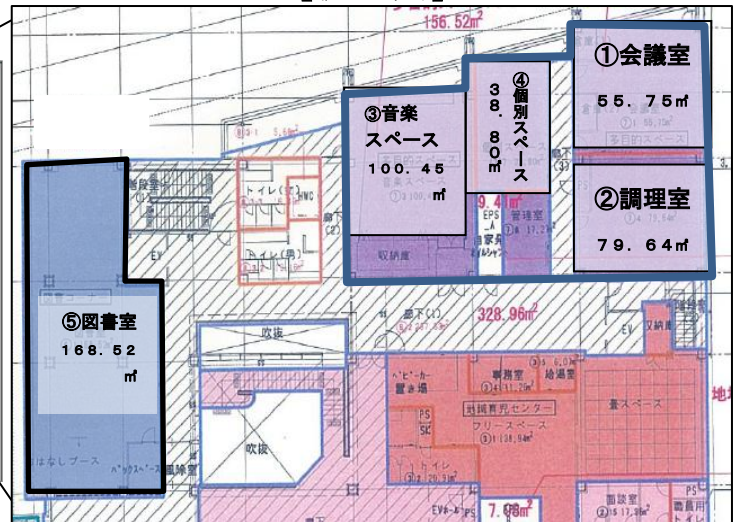


多目的スペース
 3階 小体育館
 2階 会議室、調理室、音楽スペース、個別スペース、図書室

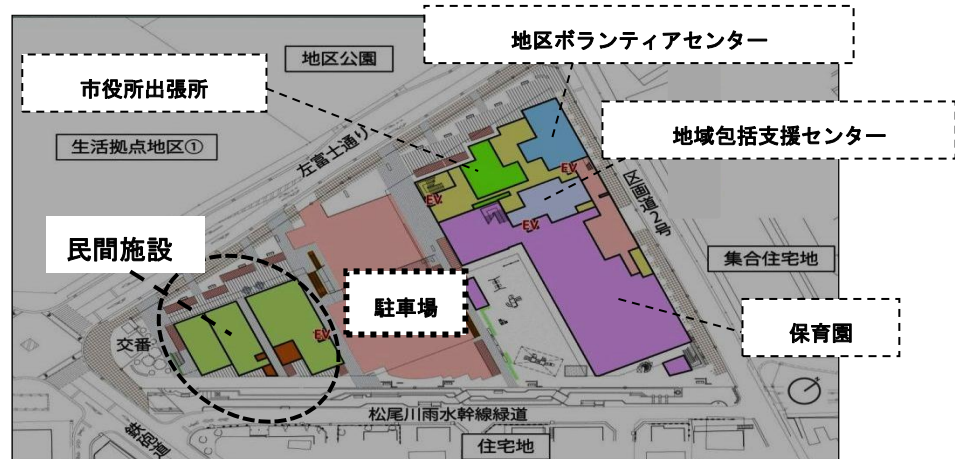
■ 施設内容（2F）



【拡大図】



■ 施設内容（1F）（参考）



3 休館日等について

休館日は次のとおりとします。

(1) 休館日

1月1日～同月3日まで12月28日から同月31日までを休館日とし、その他特に市長が必要であると認めたときは、休館できることとします。

(2) 開館時間

午前9時から午後9時までとします。

【解説】

施設の休館日については、利用に当たってできるだけ多く利用していただけるよう設定することとします。

その他市長が必要であると認めたときとは、施設の維持管理上やむを得ず休館する必要がある場合を意味しています。

4 生涯学習施設の利用の承認について

施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けるものとします。

また、次のいずれかに該当する場合においては、承認をしないことができるものとします。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 集団的に又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③ 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ④ その他、施設の管理上支障があると認められるとき。

なお、市長は、利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができるものとします。

5 生涯学習施設の利用における使用料について

「2生涯学習施設の概要について」①会議室（55.75㎡）②調理室（79.64㎡）③音楽スペース（100.45㎡）⑥小体育館（524.61㎡）の利用に係る使用料は有料とし、維持管理経費から、面積あたりの単価を求めて算出します。

【解説】

具体的な使用料については、「公の施設の運営及び使用料等の見直し基準」の策定に向けた方針を参考に、維持管理費、年間の開館日数、面積を単位として1時間ごとに使用可能な区分を設け料金を設定します。

6 生涯学習施設の利用内容の変更について

施設の利用の承認を受けた者は、利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、市長の承認を受けなければならないものとします。

7 生涯学習施設の利用の承認の取消し等について

市長は、「4生涯学習施設の利用の承認について」に記載するいずれかの事項に該当するときやこの条例に違反したとき、また、利用者が偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたときには、利用の承認の取り消しができるものとします。

8 生涯学習施設の利用目的以外の利用等の禁止について

利用者は、利用の承認を受けた目的以外の目的で施設を利用し、又はその利用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならないものとします。

9 その他管理に必要な事項について

その他施設の管理にあたって必要な事項として、次の事項を条例で定めるものとします。

- ① 施設内における販売行為等の禁止について
- ② 施設の設定等の制限（備付け以外の器具の利用における承認）について
- ③ 施設の利用における原状回復の義務について
- ④ 施設内の損傷等に係る損害賠償について
- ⑤ 施設への入館制限等について
- ⑥ 管理上の立入りについて

また、その他管理に必要な事項については、規則で定めるものとします。

【解説】

その他、施設の管理に必要な事項としては、他の利用者に迷惑をかける行為をしてはならないこと等を定めることとします。

施設の管理にあたって定める事項は、この施設を適正に利用していただくことで、この施設の持つ役割を適切に果たすようにするものです。